

飼料の適正な使用について

～反すう動物を飼養する畜産農家の皆様へ～

BSE 発生防止のために必ず守りましょう！

➤ 購入飼料は、A 飼料であることの確認と帳簿の保管を行いましょ！

- 伝票や表示などから A 飼料であることを確認。
- 飼料給与履歴がわかる帳簿や販売伝票を保管。

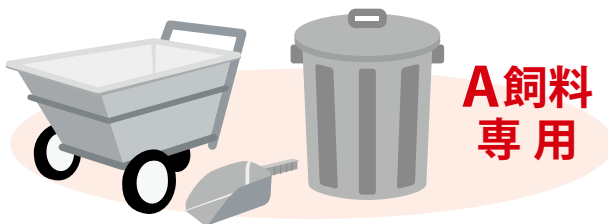


A 飼料

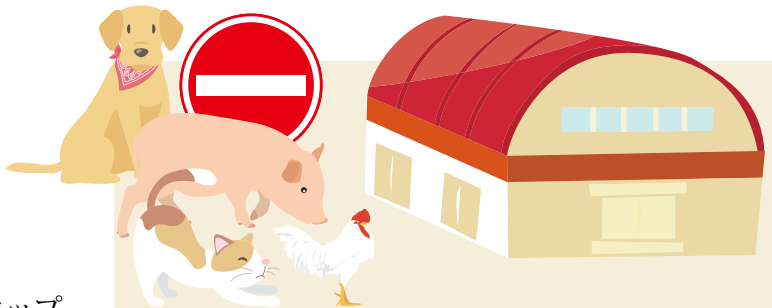
動物由来たん白質を含まないもので、
反すう動物に与えることができるものです。
A 飼料以外（B 飼料、水産専用飼料やペットフードなど）は反すう動物に与えてはいけません。



➤ A 飼料は、B 飼料、水産専用飼料、ペットフード及び肥料などの混入防止対策を万全に行いましょ！



- A 飼料は、専用の保管場所や容器で保管。
- A 飼料を運ぶ台車や給与する際に使用するスコップなどの器具は専用のものを用意。
- A 飼料の受け入れ時に、A 飼料以外の飼料等を同時もしくは連続して受け入れない。



- 反すう動物の飼養場所には、ペットや鶏など他の動物を入れない。また、B 飼料やペットフード等を持ち込まない。

POINT

牛やめん羊などを飼養する皆様が守るべきポイント！

- 反すう動物（牛、めん羊、山羊、しか）に、A 飼料以外のものを与えてはいけません。
- A 飼料に、B 飼料、水産専用飼料やペットフード、肥料などが混入しないように気をつけましょ。
- 反すう動物と B 飼料を与える鶏や豚、ペットなどそれ以外の動物の飼養場所はきちんと区別しましょ。



BSEの発生防止のためのセルフチェックリスト

「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」には、BSE発生防止のために、飼料の受け入れ・保管・給与などを行う際に守るべきことが定められています。次の内容は、牛やめん羊などを飼養する皆様を守るべき代表的な項目です。各自チェックしてみましょう。



●受入れ

- 飼料を受け入れるときは、反すう動物用の飼料（A飼料）であるかどうかを伝票や表示票で確認している。
- A飼料と他の飼料（B飼料、水産専用飼料など）を同時に受け入れたり、連続して受け入れたりしていない。

●保管

- A飼料はB飼料、水産専用飼料、ペットフードや肥料などと混ざらないよう、専用の容器や場所に保管している。

●給与

- 反すう動物にB飼料、水産専用飼料やペットフードなどA飼料以外のものを与えていない。
- 反すう動物がB飼料、水産専用飼料やペットフードを食べることがないよう飼養場所を区分している。
- 反すう動物の飼養場所の中で犬や猫などにペットフードなどを与えていない。

●その他

- 飼料や飼料添加物を使用した際は、以下の事項を帳簿に記載して保管するようにしている。
 - ① 飼料等を使用した年月日 ② 飼料等を使用した場所
 - ③ 飼料等を使用した家畜等の種類 ④ 飼料等の名称 ⑤ 飼料等の使用量
 - ⑥ 飼料等を購入した年月日、購入先の氏名又は名称

※販売伝票をノートなどに貼り付け、その他必要事項を記載することで記帳に代えることも可能です。

※帳簿の保存期間の目安は、牛は8年間です。

法律やガイドラインを守りましょう！

飼料の取り扱いにあたって守るべき事項が法律、ガイドライン等で定められており、安全な畜産物を生産するためには、畜産農家のみなさまもこれらを遵守する必要があります。

代表的な
法律
ガイドライン



- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- ・反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン
- ・食品残さ等利用飼料の安全確保のためのガイドライン

※法律等の詳細については、農林水産省ホームページなどを参照してください。

[農林水産省 飼料の安全](#)

[検索](#)



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

福島県農林水産部畜産課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

TEL. 024-521-7364